

7 情報伝達支援

(1) 藤沢市公式ホームページの「音声読み上げ」と「文字サイズ・色合い変更」

【内 容】視力の弱い方や目の疲れやすい方、高齢の方などでも藤沢市のホームページを快適に閲覧できるように配慮しています。

ホームページ上部にある「音声読み上げ」をクリックすると、自動でそのページを音声で読み上げます。読み上げの速度や音量も調整することができます。

また、「文字サイズ・色合い変更」では、文字の拡大や、背景色と文字の色を変えることができるので、読みやすい色、大きさで閲覧できます。ぜひご活用ください。

【アドレス】<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/> ()

【窓 口】広報課 【電 話】50-3500 【FAX】24-5929

(2) 点字・声の広報の発行



【対 象 者】視覚障がいのある方（認定を受けていなくても見づらい方なら可）

【内 容】広報ふじさわの点字版、録音版を毎月2回送付します。

【窓 口】広報課 【電 話】50-3500 【FAX】24-5929

(3) 点字・声の市議会だよりの発行



【対 象 者】視覚障がいのある方など（認定を受けていなくても見づらい方なら可）

【内 容】ふじさわ市議会だよりの点字版、録音版を年4回送付します。

【窓 口】議会事務局議事課 【電 話】50-3566 【FAX】24-0123

(4) 市議会の傍聴における手話通訳・要約筆記

【対 象 者】原則として、市内に在住、在勤又は在学の、聴覚、音声または言語機能に障がいのある方など

【内 容】本会議、委員会その他公開している議会の会議において、手話通訳・要約筆記を傍聴席にて行います。要約筆記については、手書きによるノートテイクとなります。

傍聴希望日の5日前（閉庁日を除く）までにお申し込みください。

申込書は議会事務局窓口又は市議会ホームページにあります。

【アドレス】<http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp> ()

【窓 口】議会事務局議事課 【電 話】50-3566 【FAX】24-0123

【E-mail アドレス】fj-giji@city.fujisawa.lg.jp

(5) 市議会の傍聴における難聴者用ヒアリンググループ専用受信機の貸出

【内 容】藤沢市議会議場で行われる会議の傍聴において、音声がはっきり聞こえる装置（難聴者用ヒアリンググループ）を設置しています。テレコイル付補聴器・人工内耳を装着されている方は、お使いの補聴器・人工内耳のスイッチを【T（テレコイル）】に切り替えてご使用ください。また、議会事務局において、専用受信機の貸し出しも行っていきます。貸し出しをご希望の方は、会議当日に使用申出書を議会事務局へご提出ください。使用申出書は議会事務局窓口又は市議会ホームページにあります。

【アドレス】<http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp>

【窓 口】議会事務局議事課 【電 話】50-3566 【FAX】24-0123

【E-mail アドレス】fj-giji@city.fujisawa.lg.jp

(6) 点字・録音図書の製作と貸出

【対象者】視覚障がいのある方

【内容】点字図書や録音図書の製作と郵送による貸出を行っています。相互貸借により全国の点字図書・録音図書が利用できます。

【窓口】藤沢市点字図書館 〒252-0804 湘南台 7-18-2 総合市民図書館内

【電話】44-2662 【FAX】44-2388

(7) 手話・要約筆記者の設置・派遣

【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内容】① 手話通訳者の設置

障がい福祉課及び庁内関係各課の窓口において、障がい者の方の相談・手続き等の通訳を行っています。

設置日時 月曜日から金曜日（閉庁日を除く）、午前8時30分～午後5時

② 手話通訳者・要約筆記者の派遣（電子申請可）

次のような用務の場合に通訳者を派遣します。

派遣希望日の5日前（閉庁日を除く）までにご申請ください。

ア 公的機関手続に関すること

イ 医療・介護手続に関すること

ウ 教育・保育に関すること

エ 地域活動に関すること

オ 就労に関すること

カ その他、市長が社会生活上必要と認めるもの

【必要書類】手帳、手話通訳者等派遣申請書

【窓口】障がい福祉課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

地区福祉窓口 一覧 [→98ページ](#)

藤沢市ホームページ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

(8) FAX119番

【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内容】FAXで119番通報することにより、救急車や消防車の要請ができます。

【利用方法】119番をダイヤルし、救急車等の要請内容をFAXで送信します。

【問合せ先】消防局警防課通信指令担当（防災センター3階）

【電話】22-8182 【FAX】22-8184

(9) Eメール119番通報システム

【対象者】市内に在住または通勤、通学されている、聴覚または音声・言語に障がいのある方のうち、障がい者手帳の交付を受けている方。

【内容】携帯電話やパソコン等インターネット接続端末機からEメールを利用して、藤沢市内に限り救急車や消防車の要請ができます。

※このシステムは、他の手段により通報する事ができない場合に利用し、あくまで補助的手段として活用していただくものです。携帯電話等の回線が混み合っている場合などは、メールが遅れたり消失したりする可能性もあります。

【利用方法】① 利用希望者は、障がい福祉課に備えてある申込書に必要事項を記入して提出します。

② 申込み後、おおむね1週間以内に消防局で利用者登録を行い、利用者にEメール119番専用アドレスと登録番号を通知します。

- ③ 利用者はEメール119番専用アドレスを自分の携帯電話等に登録することで、緊急時の通報が可能となります。

【問合せ先】 消防局警防課通信指令担当（防災センター3階）

【電話】 22-8182 【FAX】 22-8184

【受付窓口】 障がい福祉課

(10) 県警FAX110番

【対象者】 聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内容】 警察への通報手段として、専用ファックスを設置しています。

【FAX】 0120-110221（フリーダイヤル）

【窓口】 神奈川県警察本部地域部通信指令課

【電話】 045-211-0110（有料）

(11) メール110番

【対象者】 聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内容】 警察への通報手段として、インターネットを使用して文字対話方式で利用できます。

【利用方法】 文字対話方式 神奈川県警メール110番のサイト（<http://www.kanagawa110.jp>）にウェブアクセス対応の携帯端末にて、アクセスしていただき通報する方法です。

※ これらのアドレスは神奈川県内にいるときのみ利用できます。

【窓口】 神奈川県警察本部地域部通信指令課

【電話】 045-211-0110（有料）

(12) 通常はがき（青い鳥郵便はがき）の無償配布

【対象者】 ① 身体障がい者手帳1・2級を持っている方

② 療育手帳A1・A2を持っている方

【内容】 ① 通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り※）

② 通常郵便葉書胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）

※ 「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、郵便葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした郵便葉書です。

【配布枚数】 お一人につき上記配布葉書の中からいずれか1種類を20枚

【配布期間】 毎年4月から5月まで（年度により期間が変更になります）

【利用方法】 手帳を持って対象者の住所近くの郵便局へ。

または、「青い鳥郵便葉書配布申込書」と明記した用紙に、手帳の種類、手帳番号、級別または程度、希望する葉書種類に○をし、住所、氏名を記入し、住所近くの郵便局へ郵送してください。

【窓口】 藤沢郵便局 〒251-0052 藤沢115-2 【電話】 26-1551 【FAX】 24-1128

藤沢北郵便局 〒252-0802 高倉1220 【電話】 43-1502 【FAX】 44-7383

8 社会参加支援

8-1 外出の支援

(1) 身体障がい者補助犬の給付



【対象者】重度の視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいの方で、所定の訓練を経て、身体障がい者補助犬の使用が適当と認められる方

【内容】補助犬の種類は、盲導犬、介助犬、聴導犬です。

給付数に限りがありますので、希望者が多い場合は県で審査の上決定します。費用は無料ですが、訓練時の飲食費等は実費負担となります。

【窓口】神奈川県福祉部障害福祉課 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

【電話】045-210-4709 【FAX】045-201-2051

8-2 交通手段の割引・外出支援

(1) 鉄道等運賃の割引



旅客鉄道株式会社（JR）線

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券は JR 線区間単独の販売となります。
第1種障がい者とその介護者又は 12 歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが 100 キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。）

※ JR 線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1 枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

【利用方法】① 障がい者手帳を提示のうえ、駅窓口で割引適用後の切符を購入します。ただし、第1種の方が、介護者とともに乗車する場合、券売機で小児用普通乗車券を購入し、改札係員に手帳（身体障がい者手帳、療育手帳）を提示し利用します。

また、障がい者割引の適用条件を満たして、Suica や PASMO などの交通系 IC カードで乗車する場合は、自動改札機から入場し、出場駅の改札窓口にて障がい者手帳を提示して割引の適用を受けます。なお、出場時に自動改札を通過しますと、通常の運賃が適用されますのでご注意ください。

② 第1種の方で、障がい者と介護者が利用する場合は、乗車券類の種類、乗車区間および有効期間が同一であり、同時購入が必要です。

※ 各鉄道会社線でも JR 線に準じた内容がありますが、鉄道会社により異なる場合があります。

【窓口】各鉄道会社

(2) バス運賃の割引 身 知

- 【対象者】①身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている方
②第1種の身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている方の介護者
③第2種の身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている12歳未満の方の介護者

【内容】

区分	障がい者本人	介護者
第1種	5割引 定期乗車券は3割引	5割引 定期乗車券は3割引
第2種	5割引 定期乗車券は3割引	適用になりません
第2種で障がい者本人が12歳未満	5割引 定期乗車券は3割引	5割引 定期乗車券は3割引

※【対象者】及び【内容】は、運行するバス会社、路線によって異なる場合があります。

【利用方法】運賃支払い時、障がい者手帳又は福祉事務所長が発行する「一般乗合自動車運賃割引証」を提示の上、割引後の運賃をお支払いください。

Suica や PASMO などの交通系 IC カードで乗車する場合は、運転士が割引運賃の設定を行った後に、タッチしてお支払いください。

第2種の身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている12歳未満の方が介護者とともに乗車する場合や、障がい者手帳の代用として利用できる「一般乗合自動車運賃割引証」を障がい福祉課及び地区福祉窓口で発行しています。

※一般乗合自動車運賃割引証の発行には障がい者手帳が必要です。

※一般乗合自動車運賃割引証は神奈川県内のバスで使用できます。県外のバスをご利用の場合は、障がい者手帳を提示してください。

【窓口】各バス会社

「一般乗合自動車運賃割引証」の発行に関しては、障がい福祉課

【電話】50-3528 【FAX】25-7822 地区福祉窓口 一覧：[→98ページ](#)

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口が子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

(3) 国内航空運賃の割引 身 知 精

【対象者】次の①から③の障がい者手帳をお持ちの満12歳以上の方及びその方を介護する満12歳以上の方1名

- ① 身体障がい者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳

※顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る

【内容】障がい者本人及び介護者1名について割引されます（割引率や、割引対象となる障がい者手帳、介護者の割引適用の有無については、航空運送事業者、路線によって異なる場合があります）。

【利用方法】航空券販売窓口到手帳を提示する（療育手帳所持者については、障がい福祉課で割引対象となる旨の証明印を押印したもの）。

【窓口】国内の各航空会社

(4) フェリー等運賃の割引 身 知 精

【対象者】身体障がい者手帳又は療育手帳を持っている方。なお、精神障がい者保健福祉手帳を持っている方にも割引を適用している会社があります。

【内容】手帳を持っている方及び介護者の運賃が割引かれます。ただし、会社によって割引範囲が異なりますので、詳しくは、それぞれの会社にお問い合わせください。

(5) タクシー料金の割引

身 知 精

【対 象 者】身体障がい者手帳又は療育手帳を持っている方、精神障がい者保健福祉手帳を持っている方は、一部のタクシー会社を除き利用できます。

【内 容】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を、乗車時にタクシー運転手に提示してください。運賃が1割引されます。詳細は、ご利用のタクシー会社にお問い合わせください。

(6) 福祉タクシー利用助成

身 知 精

【対 象 者】市内に居住し、次のいずれかに該当する在宅の方。

- ① 身体障がい者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいのある方
ア 上肢1級または内部障がい1級
イ 下肢1～3級または体幹障がい1～3級
ウ 視覚障がい1・2級
 - ② 知能指数35以下（療育手帳A1・A2）の方
 - ③ 身体障がい者手帳1～3級かつ知能指数50以下の方
 - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
 - ⑤ 特定医療費（指定難病）医療受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ※ 障がい者施設に入所している方のうち、藤沢市に住所がある方は帰宅訓練給付として通常の交付枚数の半分の支給します。

- 【内 容】
- ① 交付月から年度末まで一括交付します。年1回だけの発行となり、紛失等の場合でも再発行はいたしませんので、取り扱いにご注意ください。
 - ② 1月あたり600円券を3枚、300円券を2枚交付します。
時間制運賃用タクシー利用券（寝台自動車）は1月あたり2枚交付します。
※ じん臓機能障がいや人工透析による通院をされている方は1.5倍の割増交付をします。（生活保護を受給されている方は除く）
 - ③ 1回の乗車につき最大2,400円分まで使用できます。時間制運賃用タクシー利用券は1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額となります。
※ タクシーに乗車の際に手帳を提示するとタクシー料金が1割引になりますので、福祉タクシー利用券と併用してください（「(5) タクシー料金の割引」参照）。
 - ④ 道路運送法第4条第1項又は同法第80条第1項の許可を受け、その取り扱いについて藤沢市との間で契約を締結した事業者のタクシー（車輛）で利用できます。
 - ・ 社団法人神奈川県タクシー協会加盟タクシー
 - ・ 神奈川県個人タクシー事業連合会加盟タクシー
 - ・ 全国介護タクシー協会関東本部に加盟している神奈川県内の介護タクシー※ 上記以外にも契約を締結している事業者がありますので、ご乗車前にタクシー会社や運転手の方へご確認ください。

【必要書類】手帳又は特定医療費（指定難病）医療受給者証・特定疾患医療受給者証、印鑑、（残券がある方は）前年度のタクシー券のつづり

【窓 口】障がい福祉課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

地区福祉窓口 一覧：[→98ページ](#)

※18歳未満の方については、子ども家庭課でも受付できます。
子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

(7) 有料道路通行料金の割引



- 【対象者】① 本人運転の場合
身体障がい者手帳を持っている方。
- ② 介護運転の場合
第1種の身体障がい者手帳又は第1種の療育手帳を持っている方又は、その介護者が障がい者本人を乗せて運転する場合。

【内容】事前登録を行った自動車で有料道路を通行する場合、通行料金が通常料金の半額（端数が生じる場合10円単位で切り上げ）となります。なお、割引適用の対象自動車については一定の要件があります。

- ① 障がい者1人につき登録できる車両は1台のみです。
- ② 自動車の所有者は、本人又は親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等）となります。ただし、介護運転が認められる場合で、親族等が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方も該当になります。

【対象自動車】乗用車等で自動車検査証等に「自家用」と記載されているもの（事業用は除く）。対象となる自動車は自動車検査証において以下の要件を満たしているものです。

用途欄等の記載	要件
乗用	乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象となります。）
貨物	後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの
特種	「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの
二輪自動車	総排気量が125ccを超えるもの

※ レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車、福祉施設の所有する自動車等は対象となりません。

※ 所有者が第三者（法人等）となっている自動車については、割賦購入（ローン）又は長期リースの場合を除いて対象となりません（自営業等で会社から貸与を受けて使用している自動車は、自動車検査証の使用者のいかに拘わらず登録できません）。

【割引有効期間】新規及び変更の申請の場合は、申請をした日からその後の2回目の誕生日まで。更新申請の場合は、3回目の誕生日までとなります。

更新申請は、割引有効期限の2か月前から行うことができます。ETCをご利用の場合は、割引有効期間の約2週間前までには更新申請を行ってください。

- 【必要書類】① 手帳
② 自動車車検証
③ 運転免許証（本人運転の場合）
※ ETC利用申請の場合は、①～③の他に④・⑤が必要です。
④ 障がい者本人名義のETCカード（未成年の重度障がい者の場合のみ親権者又は法定代理人も可）
⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※ 要件確認のため、別途書類が必要な場合があります。

【窓口】障がい福祉課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口が子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→98ページ](#)

【制度に関するお問い合わせ】

NEXCO中日本 お客様センター 【電話】0120-922-229

【IP電話等】052-223-0333（有料）

(8) 公共自動車駐車場駐車料金の減免**身 知 精**

【藤沢市】

施設名	奥田公園駐車場	湘南台駅地下自動車駐車場
手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～3 級 療育手帳A1・A2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級
割引内容	市民会館・南市民図書館・秩父宮記念体育館・藤沢市保健所、南保健センターを利用した場合のみ、駐車料金が無料	駐車料金の 60%減額
問い合わせ先	奥田公園駐車場管理事務所 〒251-0026 鵠沼東 5-3 【電話】27-6191 【FAX】27-6191	湘南台駅地下自動車駐車場管理事務所 〒252-0804 湘南台 1-43-13 B2F 【電話】43-9253 【FAX】43-9254

※駐車料金を精算するときに、精算機の呼び出しボタンで係員を呼び、手帳を提示してください。

【神奈川県／☆(株)湘南なぎさパーク】【管理運営：(株)湘南なぎさパーク】

施設名	湘南港臨港道路付属駐車場	江の島なぎさ駐車場☆
手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	湘南港管理事務所 〒251-0036 江の島 1-11 【電話】22-2128	〒251-0036 江の島 1-220 【電話】29-6574

施設名	片瀬海岸地下駐車場	中部駐車場（中部バス駐車場）
手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	〒251-0035 片瀬海岸 2-19 【電話】24-0425	〒251-0035 片瀬海岸 3-25-26 【電話】35-0036

施設名	西部駐車場	緑陰（りょくいん）駐車場
手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	〒251-0037 鵠沼海岸 1-17-24 【電話】35-0031	〒251-0037 鵠沼海岸 1 丁目地内 【電話】36-7271

施設名	鵜沼海浜公園駐車場
手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級
割引内容	駐車料金の 50%減額
問い合わせ先	〒251-0037 鵜沼海岸 4-4-1 【電話】31-4562

※その他辻堂海浜公園駐車場なども手帳の提示による割引制度があります。

(9) 市営有料自転車等駐車場利用料金の減免

身 知 精

【藤沢市】

施設名	市営有料自転車等駐車場 〈指定管理者：(公財) 藤沢市まちづくり協会〉
手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証
割引内容	駐車料金の 50%減額
問い合わせ先	自転車等駐車場管理事務所 〒252-0804 湘南台 1-43-13 B2F 【電話】43-9269 【FAX】43-9268

8-3 自動車運転等に関する制度

(1) 運転適性相談・テレフォン相談

身

【内容】障がいのある方が自動車の運転免許を取得する場合、事前に運転免許センターで運転適性等の検査・相談を受けることができます。必要に応じて、肢体に障がいのある方が運転訓練できるようアクセル・ブレーキ・ハンドル等を改造した教習車がある教習所の紹介を行っています。

■相談日時 月～金曜日（休日・年末年始を除く）

午前 9 時 30 分～午前 11 時、午後 2 時～午後 4 時

第 3 日曜日（二輪実車に類するものを除く）

午前 8 時 30 分～午前 11 時、午後 1 時～午後 3 時

■相鉄線二俣川駅からバス約 5 分

車に同乗して来られる方のために、専用駐車施設があります。

【窓口】神奈川県警察運転免許センター 運転教育課 適性審査係

〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1

【電話】045-365-3111 【聴覚障がい者専用 FAX】045-363-7816

聴覚障がい者専用 FAX は、24 時間（自動受信）できますが、回答については、土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く平日に限らせていただきます。また、内容によっては、多少お時間をいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 自動車運転免許の無料教習

身

【対象者】18歳以上の身体障がい者で、次の①②③の全てに該当する方

- ① 公共職業安定所に求職登録してある方
- ② 運転免許試験場での運転適性審査に合格した方
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

【内容】身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合、所定の教習料金が無料で運転教習が受けられます。入所日は、4・7・10各月の初めで、申込締切は前月の15日まで。教習期間は3か月です。検定料など約35,000円は自己負担。

【窓口】身体障害者運転能力開発訓練センター（東園自動車教習所）
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46
【電話】048-481-2711 【FAX】048-481-6578
【HP】<http://www.azumaen.or.jp>

(3) 駐車禁止除外指定

身 知 精

【対象者】次のいずれかの障がいのある方（該当しない場合がありますので、事前に警察署にご確認ください）

- ① 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
 - ア 視覚障がい 1～3級、4級の1
 - イ 聴覚障がい 2・3級
 - ウ 平衡機能障がい 3級
 - エ 上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
 - オ 下肢不自由 1～4級
 - カ 体幹機能障がい 1～3級
 - キ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3級
 - ク ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能若しくは肝臓の機能障がい 1～3級
 - ケ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
 - 上肢機能 1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
 - 移動機能 1級・2級
- ② 療育手帳をお持ちでA1又はA2に該当する方
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちで重度の障がいに該当する方
- ④ 精神保健福祉手帳1級の方で自立支援医療（精神通院）の受給者証をお持ちの方
- ⑤ 小児慢性特定疾患児手帳をお持ちで、色素性乾皮症の認定を受けている方

【内容】上記の方本人に対し駐車禁止除外標章が交付されます。

駐車禁止除外標章の交付を受けた本人が乗車している場合など現に使用中の車両が除外対象となります。道路標識等により駐車禁止とされている場所及び時間制限駐車区間規制（パーキング・メーター又はパーキング・チケット設置区間）場所での駐車ができます。なお、駐車禁止除外指定を受けていても交差点付近など駐車できない場所があります。

※神奈川県以外の時間制限駐車区間規制（パーキング・メーター又はパーキング・チケット設置区間）場所の駐車については、都道府県により取扱いが異なりますので、事前に各都道府県の警察署にご確認ください。

【窓口】藤沢警察署交通課 〒251-0028 本鵜沼4-1-8 【電話】24-0110
藤沢北警察署交通課 〒252-0805 円行2-5-1 【電話】45-0110

※申請には、上記対象者の方の3か月以内に発行された住民票の写しが必要となります。
その他、手続きに必要な書類は警察署にご確認ください。

9 手当・年金・給付金

(1) 障がい児福祉手当 身 知 精

【対象者】 次のいずれかに該当する20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常に介護を必要とする在宅の方

※別に定める基準がありますので必ず事前にお問い合わせください。

- ① 身体障がい者手帳1・2級の一部の方
- ② 知能指数20以下の方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の一部の方、その他常時介護が必要と認められる方
ただし、次に該当する方は除く。
 - ア 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある方
 - イ 障がいを支給事由とする公的年金を受給している方
 - ウ 障がい児入所施設とその他これに類する施設で、厚生労働省令で定めるものに入所している方
 - エ 障がい児で補聴器の交付を受けている方、又は自動車免許を所持している方

【支給額】 月額14,790円（平成31年4月～）

※ 手当の額は、毎年4月・10月に物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給月】 2月・5月・8月・11月（それぞれ前月分までの手当を支給）

- 【必要書類】
- ① 印鑑
 - ② 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
 - ③ 本人名義の普通預金通帳
 - ④ 障がい児福祉手当認定診断書（診断書による判定の必要な方のみ）
 - ⑤ 障がい児福祉手当認定請求書
 - ⑥ 障がい児福祉手当所得状況届
 - ⑦ 特別児童扶養手当証書（受給者のみ）
 - ⑧ 個人番号カードもしくはマイナンバーの通知カード
- ※ 市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

【窓口】 障がい福祉課 【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※ 18歳未満の方については、子ども家庭課でも受付できます。

子ども家庭課 【電話】 50-3569 【FAX】 50-8428

(2) 特別障がい者手当 身 知 精

【対象者】 20歳以上の障がい者で、国民年金の1級程度の障がい重複するなど著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の方
ただし、次に該当する方は除く。

- ① 本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方
 - ② 障がい者支援施設とその他これに類する施設で、厚生労働省令で定めるものに入所している方
 - ③ 3か月以上医療機関に入院している方
- なお、原爆被害者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

【支給額】 月額27,200円（平成31年4月～）

※ 手当の額は、毎年4月・10月に物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給月】 2月・5月・8月・11月（それぞれ前月分までの手当を支給）

- 【必要書類】
- ① 印鑑
 - ② 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

- ③ 本人名義の普通預金通帳
 - ④ 年金証書及び支払い通知書（受給されている方のみ）
 - ⑤ 特別障がい者手当認定請求書
 - ⑥ 特別障がい者手当所得状況届
 - ⑦ 特別障がい者手当認定診断書
 - ⑧ 個人番号カードもしくはマイナンバーの通知カード
- ※ 市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

【窓 口】 障がい福祉課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※ 18歳未満の方については、子ども家庭課でも受付できます。
子ども家庭課 【電 話】 50-3569 【FAX】 50-8428

(3) 神奈川県在宅重度障がい者等手当

身 知 精

【対象者】

次の1から3のすべてに該当する方が対象になります。

1（障がい要件）

次の（1）から（5）のいずれかに該当する方

- （1）身体障がい者手帳1級、2級 + 療育手帳A1、A2、B1（又は知能指数50以下と判定された方）
- （2）身体障がい者手帳1級、2級 + 精神障がい者保健福祉手帳1級
- （3）精神障がい者保健福祉手帳1級 + 療育手帳A1、A2（又は知能指数35以下と判定された方）
- （4）身体障がい者手帳3級 + 精神障がい者保健福祉手帳1級 + 療育手帳B1（又は知能指数50以下と判定された方）
- （5）特別障がい者手当又は障がい児福祉手当を受給されている方

2（在住要件）

令和元年8月1日時点で、6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方

3（年齢要件）

65歳より前において、次の（1）から（4）のうち、いずれかに該当する方

- （1）身体障がい者手帳の交付を受けたことがある方
- （2）精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方
- （3）療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障がい者と判定された方
- （4）特別障がい者手当又は障がい児福祉手当を受給したことがある方

※ただし、次に該当する方は除きます。

- ・平成30年8月1日から令和元年7月31日までの1年間に、継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）している方又はしていた方
- ・本人、配偶者又は扶養義務者の平成30年分の所得額が一定額以上である方（所得基準は特別障がい者手当又は障がい児福祉手当と同じになります）

【支給額】 年額60,000円

【支給時期】 1月

【必要書類】

- 1 印鑑（認め印可、スタンプ印不可）
- 2 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のうち該当するもの
- 3 本人名義の普通預金通帳
- 4 神奈川県在宅重度障がい者等手当認定申請書
- 5 障がい年金証書及び支払通知書（受給者のみ）
- 6 特別児童扶養手当証書（受給者のみ）
- 7 個人番号カードもしくはマイナンバーの通知カード

※市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります

【申請期限】8月1日から9月10日

【窓 口】障がい福祉課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、子ども家庭課でも受付できます。

子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

※平成22年度から支給対象者の基準が変更になりました。

(4) 藤沢市障がい者福祉手当

身 知 精

【対 象 者】市内に居住する20歳未満の方、あるいは個人市町村民税が課税されていない20歳以上65歳未満の方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障がい者手帳1～3級を持っている方
- ② 療育手帳A1・A2・B1（知能指数50以下）を持っている方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳の1～2級を持っている方

ただし、次に該当する方は除く。

- ア 障がい児福祉手当、特別障がい者手当又は福祉手当（経過措置）を受給している方
- イ 施設等（老人ホームを除く）に入所している方

【支 給 額】月額4,000円

【支給時期】2月・8月（それぞれ前月分までの手当を支給）

【必要書類】① 印鑑

- ② 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳
- ③ 本人名義の普通預金通帳
- ④ 藤沢市障がい者福祉手当支給申請書兼同意書
- ⑤ マイナンバーカード

【窓 口】障がい福祉課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、子ども家庭課でも受付できます。

子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

(5) 藤沢市外国籍等障がい者福祉給付金

身 知 精

【対 象 者】昭和61年3月31日以前に日本に居住し、藤沢市に1年以上住民登録をしている方で、公的年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない「外国籍を有する方」、又は「海外から転入した方」で、次のいずれかに該当する方。

※初診日など追加で定める基準があります。

- ① 重度障がい者
 - ア 身体障がい者手帳1・2級を持っている方
 - イ 療育手帳A1・A2を持っている方
 - ウ 精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている方
- ② 中度障がい者
 - ア 身体障がい者手帳3級を持っている方
 - イ 療育手帳B1を持っている方
 - ウ 精神障がい者保健福祉手帳2級を持っている方

ただし、次に該当する方は除く。

- 〈1〉 本人の前年の所得額が一定額以上ある方
- 〈2〉 障がいを支給事由とする公的年金を受給している方
- 〈3〉 生活保護を受けている方
- 〈4〉 養護老人ホーム・特別養護老人ホームに入所している方
- 〈5〉 重度又は中度の障がい者でなくなった方

【支 給 額】① 重度障がい者 月額38,000円

② 中度障がい者 月額26,000円

【支給時期】3月・9月

- 【必要書類】① 印鑑
② 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳
③ 本人名義の普通預金通帳
④ 住民票

【窓 口】障がい福祉課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

(6) 藤沢市重度心身障がい者介護手当 身 知

【対 象 者】市内に居住している4歳以上65歳未満の障がい児者で、介護保険のサービスを利用していない方のうち、次のいずれかに該当する障がい児者を介護している方

- ① 6か月以上寝たきり又はこれと同様の状態にあり、常時他のものの介護によらなければならない1・2級の肢体不自由・内部障がい・視覚障がいの身体障がい者手帳を持っている方。ただし、視覚障がいの場合は、未就学児に限る。
- ② 療育手帳A1・A2で常時他の者の介護によらなければならない方
ただし、次の場合は除く。
ア 障がい者（児）が施設に入所しているとき
イ 障がい者（児）が医療機関に入院しているとき
ウ 現に介護をしていないとき

【支 給 額】月額 7,000 円

【支給時期】2月・8月（それぞれ前月分までの手当を支給）

- 【必要書類】① 印鑑
② 身体障がい者手帳又は療育手帳
③ 介護者名義の普通預金通帳
④ 重度心身障がい者介護手当支給申請書
⑤ 重度心身障がい者介護状況届

【窓 口】障がい福祉課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822
地区福祉窓口 一覧：[→98ページ](#) ※詳しくはお問い合わせください。
※18歳未満の方については、子ども家庭課でも受付できます。
子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

(7) 特別児童扶養手当 身 知 精

【対 象 者】精神、知的又は身体障がい等（中・重度）の状態にある20歳未満の児童を監護している父又は母、若しくは父母に代わって養育している方（所得制限があります）
ただし、次の場合は除く。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ② 児童が障がいを理由とする公的年金を受給することができるとき
障がいの範囲については、直接担当窓口までお問い合わせください。

【支 給 額】1級 月額 52,200 円 2級 月額 34,770 円

※ 手当の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給時期】4月・8月・11月

【窓 口】子育て給付課 【電 話】50-3580 【FAX】50-8416

(8) 児童扶養手当 身 知 精

【対 象 者】児童を監護している父又は母が児童扶養手当法施行令で定める障がいの状態にある場合、母又は父。ただし、手当は障がいのある父又は母が受給している障がい年金の児童加算分を除く。（所得制限があります）

■児童とは、次のいずれかに該当する者を言います。

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

- ② 20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者
- 【支給額】① 対象児童1人の場合 月額42,910円（所得によっては42,900～10,120円）
 ② 対象児童2人の場合 月額10,140円を加算（所得によっては10,130～5,070円）
 ③ 対象児童3人目から1人につき月額6,080円を加算（所得によっては6,070～3,040円）
- ※ 手当の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。
- 【支給時期】4月・8月・11月（令和2年からは1月・3月・5月・7月・9月・11月）
- 【窓口】子育て給付課 【電話】50-3580 【FAX】50-8416

(9) 障がい厚生年金・障がい共済年金 **身 知 精**

- 【内容】厚生年金や共済組合の加入中に初診日のある病気やケガで、障がい認定日または65歳までに一定の障がいが生じたときに受け取ることができる年金です。
 法令で定める障がいの程度により等級1級～3級があり、1級と2級は障がい基礎年金と併せての受給となります。
- 【年金の額】等級及び本人の給与水準や厚生年金等の被保険者期間の長さに応じて個別に計算されます。
 ※ 等級は障がい者手帳の等級とは異なります。
- 【窓口】障がい厚生年金：日本年金機構 藤沢年金事務所 お客様相談室 ※要事前予約
 【電話】50-1151
 障がい共済年金：各共済組合

(10) 障がい基礎年金 **身 知 精**

- 【内容】障がい基礎年金は国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やケガで、国民年金で定める障がい認定日または65歳までに一定の障がいが生じたときに、受け取ることができる年金です。
- 【年金の額】① 平成31年4月時点の金額 ※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。
 1級 年額975,125円
 2級 年額780,100円
- ② 加算額
 障がい基礎年金受給者によって生計を維持されている子（18歳到達年度の末日までにある子又は障がい等級1級、2級の状態にある20歳未満の子）があるとき加算額がつきます。
 なお、障がい基礎年金の加算額よりも児童扶養手当の額が高い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できます。
- ア 1人、2人目の子 1人につき・・・224,500円
 イ 3人目以降 1人につき・・・74,800円
- ※ 障がい基礎年金の受給権を得た後の子の加算は平成23年4月の法律改正により、児童扶養手当との関係は平成26年12月の法律改正により変わりました。
 ※ 年金給付額は物価変動等により改定される場合があります。
 ※ 年金の支払いは原則偶数月の15日に振り込まれます。
- 【支給要件】次の3つの要件を満たしている場合に支給されます。
- ① 初診日において、国民年金に加入中であること。又は、国民年金に加入していた人が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。
 ※65歳以降に初診日のある障がいは対象となりませんのでご注意ください。
- ② 初診日の前々月までの被保険期間のうち2/3以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、学生納付特例期間、納付猶予期間も含む）があること。
 ※ 令和8年3月31日までに初診日がある場合は特例として初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。
- ③ 障がい認定日に法令で定められている障がい等級表の1級又は2級の障がいの状態に

- なっていること。又は、障がい認定日に該当しなかった人が65歳の前日までに該当するようになったとき。（等級は障がい者手帳の等級とは異なります。）
- ※ 20歳前の病気やけがにより障がいが残った場合は、20歳に達したとき（障がい認定日が20歳以後の場合は、その障がい認定日）に、③の要件を満たしていれば障がい基礎年金は受けられますが、本人の前年の所得により支給制限があります。

20歳前に障がいとなった場合の所得限度額

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
一部停止 限度額	3,604,000円	3,984,000円	左記にプラス 380,000円
全部停止 限度額	4,621,000円	5,001,000円	

【窓 口】 保険年金課国民年金担当 【電 話】 50-3521 【FAX】 50-8413

※ 等級認定の審査、支払事務等は日本年金機構で行います。

※ 第3号被保険者中に初診日のある方は日本年金機構（藤沢年金事務所）が窓口です。

(11) 特別障がい給付金 身 知 精

【内 容】 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障がい基礎年金等を受給できない障がいのある方を対象とした福祉的措置として、平成17年度に創設されました。

【対 象 者】 初診日が次のいずれかの期間中にあり、現在障がい基礎年金の1級、2級相当の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに請求する必要があります。

① 平成3年3月以前に、学生で任意加入していなかった期間

② 昭和61年3月以前に、厚生年金、共済組合の加入者の配偶者で、任意加入していなかった期間

【給付金の額】 平成31年4月時点の金額 ※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。

1級 月額 52,150円

2級 月額 41,720円

① 給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。請求が遅れた場合、遡って受給できません。

② 給付金の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。

③ 所得により支給が制限される場合があります。

④ 老齢年金等を受給されている場合は、支給の調整があります。

【窓 口】 保険年金課国民年金担当 【電 話】 50-3521 【FAX】 50-8413

※ 等級認定の審査、支払事務等は日本年金機構で行います。

【ことばの説明】

初 診 日：障がいの原因となる傷病で初めて医者にかかった年月日。いくつかの医療機関受診の場合は初めての医療機関で診療を受けた日です。

障がい認定日：初診日から原則1年6か月を経過した日。傷病によっては1年6か月経過前でも症状固定と見なされた日が障がい認定日となる特例があります。

障がい等級：国民年金・厚生年金・共済組合の各法令で定められた等級です。障がい者手帳の等級とは一致しません。

1級：他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができないような程度。

2級：必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度。

詳細は以下の障がい等級表を参照されるか、主治医にご相談ください。

【障がい等級表】

1級	1	両眼の視力が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度の障がいを有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障がいを有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの
	8	1上肢の機能に著しい障がいを有するもの
	9	1上肢のすべての指を欠くもの
	10	1上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1下肢の機能に著しい障がいを有するもの
	13	1下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

↓ こころからは障がい厚生・共済年金のみ	3級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
		2	両耳の聴力が、40センチメートル以上であれば通常の話声を解することができない程度に減じたもの
		3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
		4	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
		5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
		8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
		9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
		10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
		11	両下肢の10趾の用を廃したもの
		12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
		13	精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
		14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	障がい手当金	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
		2	1眼の視力が0.1以下に減じたもの
		3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4	両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
		5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障がいを残すもの
		6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することが出来ない程度に減じたもの
		7	そしゃく又は言語の機能に障がいを残すもの
		8	鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを残すもの
9		脊柱の機能に障がいを残すもの	
10		1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの	
11		1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの	
12		1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
13		長管状骨に著しい転位変形を残すもの	
14		1上肢の2指以上を失ったもの	
15		1上肢のひとさし指を失ったもの	
16		1上肢の3指以上の用を廃したもの	
17		ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの	
18		1上肢のおや指の用を廃したもの	
19	1下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの		
20	1下肢の5趾の用を廃したもの		
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの		
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの		

(12) 心身障がい者扶養共済制度**身 知 精**

【対 象 者】 将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1～3級）、その他精神又は身体に永続的な障がいのある方を扶養している方で、次の要件に該当する方

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- ② 加入時、市内に住んでいること
- ③ 特別な疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

【内 容】 将来独立自活が困難な心身障がい児者をもつ保護者が一定の掛金を拠出し、保護者なきあと残された心身障がい児者に年金を支給するという保護者の相互扶助精神に基づく共済制度です。心身障がい児者1人につき2口まで加入できます。

加入者は加入時の年齢に応じた掛金を納めます。（所得により掛金が減額又は免除になります。）

- ① 加入者が死亡又は著しい障がいを有する状態になった場合、障がい者に年金が支給されます。
- ② 障がい者が加入者の生存中に死亡したときは、弔慰金が支給されます。

【給付金】

年 金	加入者が死亡又は 重度障がい状態に なった場合	1口につき毎月20,000円	
弔 慰 金	加入者より先に障 がい者が死亡した 場合	加入（付加）期間が継続して 1年以上5年未満のとき	1口につき 50,000円
		加入（付加）期間が継続して 5年以上20年未満のとき	1口につき125,000円
		加入（付加）期間が継続して 20年以上のとき	1口につき250,000円

※平成20年度以降に加入の場合です。

※平成19年度以前加入の場合は金額が異なります。

【掛金額】**基本分及び付加分（2口目）**

加入時、2口目の付加時の年度の 4月1日時点での年齢	掛金月額 (1口目、2口目共通)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

- ① 「基本分」は、加入時の年齢によって定まります。
- ② 「付加分」は、2口目を付加した時の年齢によって定まります。
- ③ 申込書を窓口へ提出してから県で加入者として決定されるまでに、2か月位を要する場合がありますのでご注意ください。
- ④ 納付方法は、加入後納付書が送付されますので、これにより納付してください。
- ⑤ 掛金は平成20年4月1日以降に加入された方の金額になっています。
平成20年3月31日以前に加入されている方の金額については上記と異なります。
詳細については、障がい福祉課へお問い合わせください。

- 【必要書類】① 加入等申込書
② 住民票（保護者・障がい者）
③ 申込者（被保険者）告知書
④ 障がいの種類及び程度を証明する書類
⑤ 年金管理指定届（障がい者が年金を管理することが困難なとき）

【窓 口】障がい福祉課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822
※変更手続きのみ地区福祉窓口でも受け付けています。 一覧：[→98ページ](#)
※18歳未満の方については、子ども家庭課でも受付できます。
子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

(13) ニュー福祉定期貯金 身 知 精

- 【対 象 者】障がい基礎年金や遺族基礎年金等をお受け取りの方
対象の年金等の種類は担当窓口へお問い合わせください。
- 【内 容】預入期間1年、利率は1年定期貯金に0.10%を上乗せした比率の定期貯金です。
預入限度額は1人につき300万円です。
- 【必要書類】印鑑、年金証書、手当証明書または受給者証明書、マイナンバーカード、お持ちの貯金痛帳
※詳しくは、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にご確認ください。
- 【窓 口】ゆうちょ銀行、郵便局

(14) 生活保護の障がい者加算 身 精

- 【対 象 者】生活保護をご利用の方で、次のいずれかに該当する方
- ① 身体障がい者手帳1～3級
 - ② 障がい年金1・2級
 - ③ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級。ただし、手帳の交付日が初診日から1年半経過している場合、又は手帳を更新している場合。
- 【内 容】保護費が加算されます。
- 【窓 口】生活援護課 【電 話】50-3572 【FAX】50-8414

10 公共料金等の割引

(1) 下水道使用料の減額

身 知 精

【対象者】 次の手帳を持っている方がいる世帯

- ① 身体障がい者手帳 1～3 級
- ② 療育手帳 A1・A2・B1
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級

【内 容】 ① 障がい者が使用者本人の場合 75%の減額
② 障がい者が使用者の家族（同居の親族に限る）の場合 50%の減額

【申請方法】 手帳をお持ちになって、下記窓口にてお手続きください。

【適用開始】 申請された月の翌月以降の検針分から

※ 上下水道の使用者や住所及び減免理由（対象者、要件等）に変更があった場合は、改めて申請が必要ですので、すみやかに（なるべく変更のあった当月内に）お手続きください。

【窓 口】 下水道総務課 【電話】 50-8246 【FAX】 50-8388
神奈川県企業庁藤沢水道営業所 〒251-0025 鶴沼石上 2-6-1
【電話】 27-1211 【FAX】 25-2079
神奈川県水道お客様コールセンター ※お問い合わせのみ
【電話】 0570-005959 【FAX】 0570-014032

(2) 水道料金の減額

身 知 精

【対象者】 次の手帳又は、証書を持っている方がいる世帯

- ① 身体障がい者手帳 1・2 級
- ② 療育手帳 A1・A2
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級
- ④ 身体障がい者手帳 3 級、療育手帳 B1 又は B2、精神障がい者保健福祉手帳 2 級のうち 2 つ以上に該当
- ⑤ 特別児童扶養手当証書

【内 容】 水道基本料金及び基本料金に係る消費税等相当額が減額されます。

【申請方法】 手帳・証書をお持ちになって、下記窓口にてお手続きください。

【適用開始】 申請された月の翌月以降の検針分から

※ 上下水道の使用者や住所及び減免理由（対象者、要件等）に変更があった場合は、改めて申請が必要ですので、すみやかに（なるべく変更のあった当月内に）お手続きください。

【窓 口】 下水道総務課 【電話】 50-8246 【FAX】 50-8388
神奈川県企業庁藤沢水道営業所 〒251-0025 鶴沼石上 2-6-1
【電話】 27-1211 【FAX】 25-2079
神奈川県水道お客様コールセンター ※お問い合わせのみ
【電話】 0570-005959 【FAX】 0570-014032

(3) NHK放送受信料の免除



【対象者】【内容】

全額免除	身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	療育手帳または判定書をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合
半額免除	世帯主かつ契約者が視覚障がい又は聴覚障がいの身体障がい者手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者が1・2級の身体障がい者手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者がA1・A2の療育手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者が1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者が特別項症から第1款症の戦傷病者手帳をお持ちの場合

【申請方法】障がい福祉課または地区福祉窓口で、交付された免除証明書を、NHKかながわ西営業所に送付します。NHKで証明書の免除事由確認の後、受理通知書が届きます。

【必要書類】手帳、印鑑

※全額免除申請の際、当該年度の1月1日に藤沢市に住所がない場合は、1月1日に住民登録があった市区町村で発行する市区町村民税額証明書等が必要です。

※証明に必要な情報を市の公簿で確認できない場合は、証明書を発行できない場合があります。

【窓 口】障がい福祉課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口が子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→98ページ](#)

【制度に関するお問い合わせ】

NHK かながわ西営業センター

〒243-0432 海老名市中央 2-9-50 海老名プライムタワー12階

【電 話】046-235-7000 【FAX】046-235-2834

【受 付】平日 10:00~17:00

(4) 点字郵便物郵便料金の免除



【対象者】次の郵便物を出される方

- ① 視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物
- ② 視覚障がい用の録音テープ等の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物（指定を受けている点字図書館、点字出版施設あてに差し出す場合、又はそこから差し出される場合のみ）

【内 容】郵送料が無料になります。（3kg以内）

郵便物の表に「点字用郵便」と記載が必要です。外から点字郵便物と判断がつかない場合は、郵便物の一部を開封することがあります。

【窓 口】各郵便局

(5) NTT東日本電話番号案内料の免除（ふれあい案内）**身 知 精**

- 【対 象 者】① 身体障がい者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいのある方
 ア 視覚障がい1～6級
 イ 肢体不自由1・2級
 上肢、体幹、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
 ② 療育手帳をお持ちの方
 ③ 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

【内 容】あらかじめ申請することにより、NTT104の電話番号案内を無料で利用できます。

【窓 口】ふれあい案内担当 【フリーダイヤル】 0120-104174

(6) 携帯電話基本使用料等の割引**身 知 精**

【対 象 者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方

【内 容】携帯電話基本使用料や通信料等が割引になります。サービスの内容は各社により異なります。

【必要書類】契約状況に応じて必要なものが異なりますので、取扱店でご確認ください。

【問 合 せ】

会社名	サービス名	携帯・PHS用番号	一般電話用番号
NTTdocomo	ハートィ割引	151	0120-800-000
au	スマイルハート割引	157	—
SoftBank	ハートフレンド割引	157 (解除のみ)	0800-919-0157 (解除のみ)
UQ コミュニケーションズ	ハート割	—	0120-929-818 (変更) 0120-959-001 (新規)

11 税金の控除

(1) 所得税、市・県民税、相続税の障がい者控除

身 知 精

【対象者】① 所得税、市・県民税

次の表に該当する障がい者（児）が所得税、市・県民税の納税義務者本人、又は納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合

② 相続税

次の表に該当する障がい者が相続又は遺贈により財産を取得する場合

【控除額】

	障がい者控除	障がい者控除（特別障がい）
対象者	① 身体障がい者手帳 3～6 級を持っている方 ② 療育手帳（B1・B2）を持っている方 ③ 精神障がい者保健福祉手帳 2・3 級を持っている方	① 身体障がい者手帳 1・2 級を持っている方 ② 療育手帳（A1・A2）を持っている方 ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を持っている方
所得税	所得金額から 27 万円が控除されます。	所得金額から 40 万円が控除されます。控除対象となる配偶者や扶養親族が、同居特別障がい者の場合は、75 万円が控除されます。
市・県民税	所得金額から 26 万円が控除されます。	所得金額から 30 万円が控除されます。控除対象となる配偶者や扶養親族が、同居特別障がい者の場合は、53 万円が控除されます。
相続税	85 歳に達するまでの年数に 10 万円（平成 27 年 1 月 1 日以後）を乗じた金額を相続税額から控除します。	85 歳に達するまでの年数に 20 万円（平成 27 年 1 月 1 日以後）を乗じた金額を相続税額から控除します。

【窓口】市・県民税：市民税課 【電話】 50-3510 【FAX】 50-8404

所得税・相続税：藤沢税務署 〒251-8566 朝日町 1-11

【電話】 22-2141 【FAX】 26-6010

※ ただし、所得税、市・県民税を給与から源泉徴収、特別徴収されている場合は、勤務先の給与担当。

(2) 贈与税の非課税

身 知 精

日本国内に住所を有する特定障がい者（特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいのある方）が、特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、「障がい者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して、特定障がい者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託財産の価額のうち、6,000 万円（特別障がい者以外の特定障がい者の方については 3,000 万円）までが非課税となります。

くわしくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【窓口】藤沢税務署 〒251-8566 藤沢市朝日町 1-11

【電話】 22-2141 【FAX】 26-6010

(3) 個人事業税の非課税・減免 身

【対象者】①重度の視覚障がい（両眼の視力が0.06以下）の方が、あん摩、はり、きゅう等医業に類する事業を行う場合

②1～4級の身体障がい者手帳を持っている方が事業を行う場合

【内容】①の場合 非課税

②の場合 事業税額から5,000円を限度として控除されます。

【窓口】藤沢県税事務所 〒251-8534 鵜沼石上2-7-1 神奈川県藤沢合同庁舎
【電話】26-2111 【FAX】25-6289

(4) 預貯金等の利子非課税制度 身 知 精

【対象者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方等

【内容】元金350万円までの預貯金の利子及び額面の合計額350万円までの国債・地方債の利子が非課税となります。

【窓口】金融機関・証券会社

(5) 自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免

(5)-1 障がい者減免 身 知 精

【対象者】次の表に該当する障がい者手帳をお持ちの方で、自動車の所有（取得）や使用状況が【内容】欄に該当する方

障がい者の区分	障がい区分		障がいの等級
身体障がい	視覚障がい		1～3級、4級の1（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下（3級の2に該当するものを除く。））
	聴覚障がい		2・3級
	平衡機能障がい		3・5級
	音声又は言語機能障がい		3級
	上肢機能障がい		1・2級
	下肢機能障がい		1～7級
	体幹機能障がい		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（1上肢のみ運動機能障がいがある場合を除く）
		移動機能	1～7級
	心臓機能障がい		1・3・4級
	じん臓機能障がい		
	呼吸器機能障がい		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		
	小腸機能障がい		
	肝臓機能障がい		1～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい（療育手帳をお持ちの方）			A1、A2
精神障がい			1級

【内 容】申請期限までに申請された場合、次の自動車に係る自動車税種別割及び自動車税（軽自動車税）環境性能割が減免されます。減免の限度額は、自動車税種別割 45,400 円（年税額）、自動車税（軽自動車税）環境性能割 9 万円（税率 3% の場合）です。
申請期限後に申請された場合は、自動車税種別割のみ申請月の翌月から減免となります。

対象自動車	自動車を所有（取得）する方	自動車をもっぱら運転する方
自家用車 （リース車を 除く）	障がい者	障がい者
		障がい者と生計を一にする方
	障がい者と生計を一にする方	障がい者
		障がい者と生計を一にする方
身体障がい者等のみで構成される 世帯の障がい者	障がい者を常時介護する方	

【申請期限】① 3 月 31 日時点で既に自動車を所有している方は、5 月 31 日（自動車税種別割のみ）
※その後も随時受け付けますが、この場合の減免額は、申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額となります。
② 4 月 1 日以降に自動車を購入し、登録した方は、登録した日から 1 か月以内（自動車税種別割、自動車税（軽自動車税）環境性能割）

【必要書類】① 障がい者本人が自動車を所有（取得）し運転する場合
減免申請書、申請内容確認書、障がい者手帳、運転免許証、車検証、自動車所有者の印鑑
② 上記以外の場合
障がいのある方と所有者又は運転者が同居でない場合や、身体障がい者等のみで構成される世帯の障がいのある方を常時介護する場合などは、県税事務所又は自動車税管理事務所にお問い合わせください。

【窓 口】藤沢県税事務所 〒251-8534 鶴沼石上 2-7-1 神奈川県藤沢合同庁舎
【電 話】 26-2111 【FAX】 25-6289
自動車税管理事務所湘南駐在事務所 〒254-0082 平塚市東豊田 369-12
【電 話】 0463-54-2011 【FAX】 0463-53-2888

(5)-2 帰宅用自動車の自動車税種別割の障がい者減免 身 知 精

【対 象 者】(5) -1 の障がい者減免の対象となる障がい者のうち、障がい者福祉施設に入所している方を養護する方またはその方と生計を一にする方（障がいのある方の帰宅や通院等のために、年間 24 日以上使用していることが証明されたものに限り）

【申請期限】・【窓口】(5) -1 の障がい者減免と同じ。

【内 容】申請期限までに申請された場合、障がい福祉施設に入所している障がい者を養護する方またはその方と生計を一にする方が所有する自動車に係る自動車税種別割が減免されます。減免額は、①又は②のいずれか少ない額となります。

①税額の 2 分の 1 に相当する額

②22,700 円（年税額）

申請期限後に申請された場合は、申請月の翌月から減免となります。

【必要書類】県税事務所又は自動車税管理事務所にお問い合わせください。

(6) 軽自動車税種別割の減免**身 知 精**

【対象者】下の一覧表を参照。ただし、精神障がいのある方については、自立支援医療受給者番号（精神通院）を受けていることが、その条件となります。

障がい者の区分	障がい区分		障がいの等級
身体障がい	視覚障がい		1～3級、4級の1（視力の良い方の目の視力が0.08以上0.1以下（3級の2に該当するものを除く。））
	聴覚障がい		2・3級
	平衡機能障がい		3・5級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい		3級
	上肢機能障がい		1・2級
	下肢機能障がい		1～7級
	体幹機能障がい		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（1上肢のみ運動機能障がいがある場合を除く）
		移動機能	1～7級
	心臓機能障がい		1・3・4級
	じん臓機能障がい		
	呼吸器機能障がい		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		
	小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		1～4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい（療育手帳をお持ちの方）			A1、A2
精神障がい			1級※

※ただし、神奈川県発行の「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちの方に限ります。

【内容】障がいのある方又は障がいのある方と生計を共にする方が、専ら障がいのある方のために使用する軽自動車などを所有している場合は、1人1台に限り軽自動車税種別割の減免を受けることができます。ただし、普通車の自動車税種別割を減免されている方は対象になりません。

【申請期限】毎年、納税通知書が届いた日から納期限（通常は5月31日）までの間に申請。

【必要書類】減免申請書、申請者（納税義務者）の印鑑、納税通知書、障がい者手帳、運転免許証（コピー可）、車検証（新規又は車を換えた場合）、誓約書（減免の対象となる障がい者と運転者が異なる場合）、自立支援医療受給者証（精神障がいのある方）。

なお、申請書、誓約書は申請期間中、税制課の窓口に備えてあります。

また、障がいの区分によって必要書類が変わりますので事前にお問い合わせください。

【窓口】税制課 【電話】50-3570 【FAX】50-8405

※軽自動車税環境性能割の減免については、当分の間、神奈川県が自動車税環境性能割の減免の取扱いと同様に行いますので、73ページをご参照ください。

12 教育

(1) 教育相談 身 知 精

【対象者】教育的支援を必要とするおおよそ3歳から18歳くらいまでの子どもとその保護者及び教育関係者

【内容】不登校やいじめなどの学校生活に係わる相談や、支援を必要とする児童・生徒に関する学校教育や家庭教育についての相談を行っています。

【窓口】神奈川県立総合教育センター(亀井野庁舎)教育相談センター
〒252-0813 亀井野 2547-4 【電話】81-0185

(2) 学校教育相談 身 知 精

【対象者】教育的支援を必要とする児童生徒とその保護者及び教員

【内容】教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活に関する相談を行っています。

【窓口】藤沢市学校教育相談センター 【電話】50-3550 【FAX】50-8423

(3) 就学相談 身 知 精

【対象者】特別な教育的支援を必要とする次年度入学児及び児童生徒とその保護者等の方

【内容】特別な教育的支援を必要とする次年度入学児及び児童生徒が適切な教育を受けられるよう、就学・転学籍についての相談を行っています。

【窓口】藤沢市学校教育相談センター 【電話】50-3550 【FAX】50-8423

13 就労・雇用

(1) 藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）

身 知 精

【内 容】障がい者の就職紹介について、専門の援護担当者が、ケースワーク方式により入念な職業相談を行っています。障がい者が求職申込みをすると、登録台帳に本人の障がいの状況、技能、適性、希望等を記入し、就職の支援から就職後のアフターケアまで行っています。

【所 在 地】〒251-0054 朝日町 5-12 【電 話】23-8609 【FAX】25-4714

(2) 神奈川障害者職業センター

身 知 精

【内 容】就職を希望する障がい者や、障がい者を雇用しようとする事業主等に対して、次のような支援を行っています。

- ① 職業相談・職業評価・職業リハビリテーション計画策定
- ② 職業準備支援
- ③ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
- ④ 職場復帰（リワーク）支援
- ⑤ 事業主に対する障がい者雇用についての助言
- ⑥ 知的障がい者判定、重度知的障がい者判定

【所 在 地】〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

【電 話】042-745-3131 【FAX】042-742-5789

(3) 障害者雇用促進センター

身 知 精

【内 容】「障がい者雇用を検討している企業」と「障がい者就労支援機関」の皆様の相談・支援を行っています。

【所 在 地】〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 5 階

【電 話】045-633-6110 【FAX】045-633-5405

(4) 湘南地域就労援助センター（湘南障害者就業・生活支援センター）

身 知 精

【対 象 者】藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に在住している障がいのある方で、就労を希望し、単独で通勤が可能な方（主に知的障がい者が対象ですが、身体障がいや精神障がい、または関係機関からの紹介による方も対象としますので、詳しくは直接お尋ねください。）

【内 容】心身に障がいのある方で、就労して地域社会の一員として生活していこうと希望している方と一緒に、企業の開拓、就労、職場定着等の援助を行っています。

【所 在 地】〒251-0041 辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階

【電 話】30-1077 【FAX】34-5411

(5) 神奈川障害者職業能力開発校**身 知 精**

【対 象 者】 職業能力を身に付け、就職する意思のある障がいのある方

【内 容】 障がいのある方が、障がいの事情等に応じて、その有する能力等を活用し職業能力の回復、増進、付与等を可能にするための職業訓練を行っています。職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、神奈川県が運営する職業能力開発施設です。

① 身体障がい者

職 系 名	コ ー ス 名	訓練期間	募集人員
機械系	機械CADコース	2年	10名
電気情報系	ITエキスパートコース（若年者向け）	2年	10名
	ITサポートコース	1年	10名
印刷系	グラフィックデザインコース	1年	20名
オフィスビジネス系	ビジネスキャリアコース （知的障がい者優先枠 10名）	1年	30名

② 視覚障がい者

オフィスビジネス系	ビジネスサポートコース	1年	5名
-----------	-------------	----	----

③ 知的障がい者

オフィスビジネス系	ビジネスキャリアコース （知的障がい者優先枠 10名）	1年	30名
実務作業系	総合実務コース	1年	25名

④ 精神障がい者

オフィスビジネス系	ビジネス実務コース	6か月	10名
-----------	-----------	-----	-----

【所 在 地】 〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

【電 話】 042-744-1243 【FAX】 042-740-1497

(6) 神奈川能力開発センター**知**

【対 象 者】 義務教育修了以上で、満 25 歳未満までの知的障がい者

【内 容】 知的障がい者で、新しく職業に就こうとする方や職業を転換しようとしている方に、その能力に応じた基礎的な技能を習得させるとともに、基本的な生活習慣や労働習慣を体得させて、雇用労働者として就労できるよう養成しています。

訓練期間は 2 年間で、定員は 30 名です。

年 次	科	訓 練 内 容
1 年次	職業基礎科	手工具及び機械操作の基本的要素作業や応用技能作業並びにパソコン、清掃、物流、サービス実務作業等の基礎的スキルを習得します。
2 年次	総合加工技術コース 施設管理技術コース 物流販売技術コース	本人の希望と適性により 3 コースに分かれ、それぞれの専門的知識・技能及びパソコン等就職に必要な知識・技能を習得します。

【所 在 地】 〒259-1101 伊勢原市日向 496

【窓 口】 神奈川能力開発センター 【電 話】 0463-96-4555 【FAX】 0463-96-4593

藤沢公共職業安定所

【電 話】 0466-23-8609

→77 ページ

14 スポーツ・文化・レクリエーション

(1) 福祉バス「ともしび号」の運行

身 知 精

【対象者】障がい児者の利用者が3分の1以上の20名～50名までの団体（横浜市、川崎市、相模原市を除く）

【内容】障がい者の方が、研修や社会見学、スポーツ、レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる、車いす用リフト付大型バスを1台運行しています。

観光シーズンを中心に、一般の観光バスも増便運行します。

- ・ 利用できる日数 日帰り又は1泊2日。利用回数は1団体あたり1年度につき、日帰りの場合2回、1泊2日の場合1回まで。
- ・ 利用料金 無料。ただし、有料道路通行料・カーフェリー料・駐車場利用料・乗務員（運転士、運転士助手の計2名）の宿泊料等（1泊2食付・宿泊手配も含む）は利用団体の負担となります。

【利用申込】利用希望日の3か月前の同日（土・日・休日・年末年始の場合は直後の平日）に、電話又はファックスで申込みます（利用者多数の場合は抽選となります）。

また、空きがある場合には、利用希望日の10日前まで先着順により申込みを受け付けています。

- ・ 受付時間 午前10時から正午まで
- ・ 原則として申込当日の午後に、当選・落選が電話連絡されます。

【利用手続】① 当選の方は、「神奈川県福祉バス利用申込書」に必要事項を記入し、利用日の2か月前の月末までに下記申込先に郵送してください。

（行先、スケジュール等の資料がある場合は、一緒に送付願います）

- ② 「神奈川県福祉バス利用申込書」を審査し、利用1か月前の月末に「神奈川県福祉バス利用承認通知書」をお送りします。
- ③ 利用当日に「神奈川県福祉バス利用承認通知書」、「神奈川県福祉バス利用申込書（控え）」を持参してください。

【申込み・問い合わせ先】神奈中観光株式会社 福祉バス係

- ・ 申込受付専用ダイヤル【電話】042-706-4990 【FAX】042-788-2651
- ・ 申込書送付先 〒194-0004 東京都町田市鶴間7-6-22
- ・ 緊急時連絡先（中止等）《24時間対応》
【電話】0463-51-6901 【FAX】0463-51-6902
- ・ その他は、神奈川県障害福祉課【電話】045-210-4709 へ

(2) ふれあいフェスタ

身 知 精

【内容】障がいのある方もない方も、ともにふれあい、楽しめるイベントを行います。

【窓口】障がい福祉課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

藤沢市社会福祉協議会 藤沢ボランティアセンター

〒251-8691 鶴沼東1-1 玉半ビル3階

【電話】26-9863 【FAX】26-6978

(3) 神奈川県障害者スポーツ大会

身 知 精

【対象者】県内（横浜市・川崎市を除く）に居住もしくは入所・通所・通学している者であり、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は医療受給者証のいずれかを持っている13歳以上の方。ただし、医師に運動（競技会）に参加することを禁止されている方は除く。

【内 容】実施時期や募集締切については、毎年担当窓口でご確認ください。

種 目	障がい種別		
	身体	知的	精神
ボウリング	—	○	—
アーチェリー	○	—	—
フライングディスク (FD)	○	○	—
陸上競技	○	○	—
卓球	○	○	○
サウンドテーブルテニス (STT)	○	—	—
水泳	○	○	—
ボッチャ	○	—	—

【窓 口】障がい福祉課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

(4) 神奈川県ゆうあいピック大会 知

【対 象 者】12歳以上の知的障がい児者の方（団体）

【内 容】次の種目の大会が行われます。

バスケットボール（団体）、サッカー（団体）、バレーボール（団体）、ソフトボール（団体）

【窓 口】神奈川県障害者スポーツ振興協議会 神奈川県身体障害者連合会内

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

【電 話】045-311-8744 【FAX】045-316-6860

(5) 太陽の家体育館 身 知 精

【対 象 者】心身障がい者とその関係団体。ただし、支障がない場合は、その他の団体の利用もできます。

【内 容】スポーツ活動等を通して心身障がい者の健康の維持、増進を図り、障がい者スポーツの普及と各種サークルの育成を促進し、地域住民とのふれあい、交流を図ることを目的とした施設です。

■主な自主事業

アーチェリーの集い（講習会の修了者が対象）、障がい者卓球の集い、ソフトバレー・フライングディスクの集い、サウンドテーブルテニスの集い、レクリエーションダンスの集い、ローリングバレーボールの集い、フロアバレーボールの集い

【利用時間】午前9時～午後8時30分

【休 館 日】月曜日（休日の場合は開館）、休日の翌日、年末・年始（12月28日～1月4日）

【窓 口】太陽の家 〒251-0037 鶴沼海岸 6-6-12

【電 話】33-1411 【FAX】34-4342

(6) 図書館宅配サービス

【対 象 者】市内在住で、障がいのある方または高齢（65歳以上）の方で、ひとりで図書館・図書室に来館または来室することが困難な方

【内 容】図書館ボランティアが、図書館資料（本、雑誌、CD、カセット・ビデオテープ・DVD）をお届けし、回収します。

【窓 口】総合市民図書館 〒252-0804 湘南台 7-18-2

【電 話】43-1111 【FAX】46-1130

南市民図書館 〒251-8570 南藤沢 21-1 ODAKYU 湘南 GATE6 階

【電 話】27-1044 【FAX】27-1045

辻堂市民図書館 〒251-0047 辻堂 2-15-8
【電 話】 35-0028 【FAX】 36-5186
湘南大庭市民図書館 〒251-0861 大庭 5406-4
【電 話】 86-1666 【FAX】 86-1441

(7) 障がい児の夏季レクリエーション活動費助成事業

【対 象 者】 県内在住の障がい児（5名以上）を主体とした障がい児団体や親の会等の団体
【内 容】 助成対象経費の4分の1以内（限度額5万円）を補助します。
【必要書類】 活動費助成申請書、事業計画書、収支予算書、助成金振込依頼書
【窓 口】 神奈川県 障害福祉課内 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
申請は（公財）神奈川県心身障害児福祉基金財団【電 話】 045-663-7028 へ直接。

(8) 点字図書館 料理教室・IT講習会・バスハイクなど

【対 象 者】 市内在住の視覚障がいのある方
【内 容】 年4回の料理教室、春と秋のバスハイク、パソコン・デジター図書読書機などのIT講習会、点字勉強会、点字競技会、文学歴史散歩、文学歴史講座、字幕・副音声付映画体験会、教養講座、手で触れて見る彫刻展等を開催しています。
【窓 口】 藤沢市点字図書館 〒252-0804 湘南台 7-18-2 総合市民図書館内
【電 話】 44-2662 【FAX】 44-2388

(9) 市民農園貸付料の減額

【対 象 者】 市内在住で、身体障がい者手帳、療育手帳あるいは精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
【内 容】 市民農園の貸付料が3割減額されます。利用開始時に申請が必要です。貸付料等市民農園の詳細に関することや利用をご希望の場合は公園課までお問い合わせください。
（※市民農園ごとに空き区画の状況や利用期間等が異なります。）
【必要書類】 ①市民農園貸付料減額申請書
② 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の写し
【窓 口】 公園課 【電 話】 50-3535 【FAX】 50-8439

(10) 文化施設等の割引 身 知 精

料金や割引率が変わる場合がありますので、ご利用の際にはご確認ください。掲載以外の施設でも、手帳の提示により割引が受けられる場合がありますので、ご利用の際は各施設にお問い合わせください。

① 藤沢市の施設

施設名	料金等	連絡先
八ヶ岳野外体験教室（使用料）	介護者1名も無料（一般：本館1,400円、宿泊棟900円）	電話 0267-98-5156 FAX 0267-98-5158
市営プール （秋葉台・石名坂・八部）	介護者1名も無料（一般：秋葉台・八部400円、石名坂300円）	秩父宮記念体育館 22-5335 秋葉台文化体育館 88-1111 秋葉台公園プール 88-1811 石名坂温水プール 82-5131 八部公園プール 36-1607
市営トレーニングルーム （秩父宮・秋葉台・八部）	介護者1名も無料（一般：秩父宮500円、秋葉台・八部300円）	※各施設の受付窓口で手帳を提示してください。
市営サウナルーム （秋葉台・八部）	介護者1名も無料（一般500円）	
市営体育館の個人使用 （秩父宮・秋葉台）	介護者1名も無料（一般200円）	
湘南台文化センターこども館（展示ホール）	介護者1名も無料（一般300円）	湘南台文化センター こども館 45-1500
湘南台文化センターこども館（宇宙劇場）	介護者1名も無料（一般500円）	*駐車券受取時に窓口で手帳を提示すると駐車場利用が無料になります。
江の島岩屋	介護者1名も無料（一般500円）	24-4141 （片瀬江の島 観光案内所）
江の島サムエル・コッキング苑	介護者1名も無料（一般200円）	23-0623
		観光シティプロ モーション課 50-3531

② 藤沢市内の施設

新江ノ島水族館	介護者1名も5割引 （一般2,400円）	29-9960
江の島シーキャンドル（展望灯台） （江の島サムエル・コッキング苑内）	介護者1名も5割引 （一般300円） ※小人は150円が80円になります	23-2444
県立辻堂海浜公園内有料施設 （プール・交通展示館・スカイサイクル）	介護者1名も無料	34-0011
江の島エスカー	介護者1名も5割引	23-2443

③ 横浜市内の施設

西 区	そごう美術館	介護者1名も無料（そごう美術館が主催のもの）	045-465-5515
	帆船日本丸・横浜みなと博物館	介護者1名も無料	045-221-0280
	横浜ランドマークタワー展望フロア	介護者1名も5割引	045-222-5030
	三菱みなとみらい技術館	介護者1名も無料	045-200-7351
	横浜美術館	介護者1名も無料	045-221-0300
中 区	日本郵船歴史博物館・日本郵船氷川丸	介護者1名も無料	045-211-1923
	馬の博物館	無料（介助者1名は5割引）	045-662-7581
	横浜開港資料館	介護者1名も無料	045-201-2100
	シルク博物館	介護者2名も無料	045-641-0841

中 区	横浜人形の家	介護者 1 名も無料（特別展示を除く）	045 - 671 - 9361
	大佛次郎記念館	介護者 1 名も無料	045 - 622 - 5002
	神奈川近代文学館（展覧会のみ）	介護者 1 名も無料	045 - 622 - 6666
	ブリキのおもちゃ博物館	介護者含めて 50 円引	045 - 621 - 8710
磯子区	はまぎん子ども宇宙科学館	介護者 1 名（車いす利用の場合は 2 名）も入館料のみ無料	045 - 832 - 1166
	横浜市電保存館	介護者 1 名も無料（障がい者 1 名につき）	045 - 754 - 8505
金沢区	金沢動物園	介護者 2 名も無料	045 - 783 - 9100
	八景島シーパラダイス （アクアリゾートバスのみ）	18 歳以上、介護者 1 名も 5 割引（手帳持参）	045 - 788 - 8888 （予約）045-788-9632
都筑区	横浜市歴史博物館	介護者 1 名も無料	045 - 912 - 7777
	研修保養センター横浜あゆみ荘	休憩 600 円、宿泊 2,200 円（子供：休憩 500 円、宿泊 1700 円）※障がい者 1 名につき介護者 2 名まで同料金	045 - 941 - 8383
港北区	横浜ラポール	障がい者のみボーリング 1 ゲーム 200 円（ラポールカード登録後、本人、同伴者 2 名まで施設用無料）	045 - 475 - 2001
旭 区	よこはま動物園ズーラシア	介護者 2 名も無料	045 - 959 - 1000

④ 川崎市内の施設

中原区	川崎市市民ミュージアム	介護者 1 名も無料	044 - 754 - 4500
高津区	川崎市民プラザ	障がい者手帳提示で、体育館、プール、トレーニングルーム、浴室無料	044 - 888 - 3131

⑤ 相模原市の施設

中央区	相模原市立相模川ふれあい科学館	介護者 1 名も無料	042 - 762 - 2110
中央区	相模原市立博物館	プラネタリウム、全天周映画観覧料、有料の「特別展」が介護者も無料	042 - 750 - 8030
南区	相模原麻溝公園 ふれあい動物広場『ポニーの乗馬』	無料（2 歳以上小学生以下） ※券売機横の窓口申請	042 - 778 - 3900

⑥ 鎌倉市内の施設

	フラワーセンター大船植物園	入場料・駐車場使用料について介護者 1 名も無料	0467 - 46 - 2188
	県立近代美術館	介護者 1 名も無料（月曜休館）	0467 - 22 - 5000

⑦ 東京都内の施設

	東京都葛西臨海水族園	介護者 1 名も無料	03 - 3869 - 5152
	東京都夢の島熱帯植物園	介護者 1 名も無料（手帳原本持参必須）	03 - 3522 - 0281
	江戸東京博物館	介護者 2 名も無料	03 - 3626 - 9974
	NHKスタジオパーク	介護者 1 名も無料（手帳（コピー可）持参必須）	03 - 3485 - 8034
	しながわ水族館	介護者 1 名も 5 割引	03 - 3762 - 3433

15 その他の制度

(1) 成年後見制度利用支援

知 精

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産管理や契約手続きなどが困難な方に代わり、家庭裁判所の選任した成年後見人等が、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身状態や生活状況に配慮しながら財産管理や契約締結などを行うことにより、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度です。申立ての受付や審判は、家庭裁判所が行います。

【内 容】 経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な場合、市が申立ての費用と後見人等の報酬を助成します。助成を受けるには収入や資産など、一定の条件を満たしている必要があります。身寄りのない方等については、市長が申立てをすることがあります。

【窓 口】 福祉総合相談支援センター→16ページ 【電 話】 50-3523 【FAX】 50-8415

(2) 生活福祉資金の貸付

身 知 精

【内 容】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方及び現に障がい者総合支援法によるサービスを利用している方、それと同程度と認められる方に対し、他の機関等から借入が困難な場合、自動車の購入や住宅の増改築及び補修、あるいは技能を習得するために必要とする資金等を貸付けます。

※ 貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人がいない場合は、年1.5%（据置期間経過後）。延滞利率は年5.0%です。

※ 貸付には神奈川県社会福祉協議会の審査があります。審査の結果により貸付できない場合もあります。

【窓 口】 詳細については地区担当民生委員もしくは藤沢市社会福祉協議会へ→16ページ

(3) 郵便等投票制度

身

【対 象 者】 身体障がい者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいのある方

- ① 両下肢・体幹・移動機能の障がい1・2級
- ② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい1・3級
- ③ 免疫・肝臓の障がい1～3級

なお、上記の要件に該当し、かつ自ら文字の記載ができない方で、

・「身体障がい者手帳」に上肢または視覚の障がいの程度が1級

・「戦傷病者手帳」に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症のいずれかである者として記載されている方は、代理記載による投票ができます。

【内 容】 衆・参議院議員や県議会議員、県知事、市議会議員、市長の選挙の際、自宅等で記載し、郵便による投票をすることができます。

【手 続 き】 ① 郵便等投票証明書の交付手続き

身体障がい者手帳を添えて交付申請書を提出します。交付には数日かかりますので選挙に関わらずお早めに手続きをすませておくことをおすすめします。この証明書は7年間有効です。

② 投票用紙等の請求手続き

各選挙の投票日の4日前までに郵便等投票証明書を提示して投票用紙等請求書を提出します。

【そ の 他】 戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証（要介護状態区分が『要介護5』）を持っている方も郵便等投票制度の対象者となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

【窓 口】 選挙管理委員会事務局 〒251-0054 朝日町10-7 森谷産業旭ビル2階

【電 話】 50-3564 【FAX】 50-8425

※2020年1月から 朝日町1-1 市役所分庁舎へ移転予定

(4) 障がい者週間

1993年（平成5年）12月3日に、障がい者施策に関する基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めること等によって、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的に、「心身障がい者対策基本法」を改正・改題する「障がい者基本法」が公布され、12月9日を「障がい者の日」と決めました。

その障がい者基本法が2004年（平成16年）年6月に改正され、障がいを理由とする差別禁止の理念を法律に明記するとともに、12月9日の「障がい者の日」が、同法公布日である12月3日から国連で「障がい者の権利宣言」が採択された日の9日までの1週間を「障がい者週間」として拡大されました。

この障がい者週間を中心に、「障がい者週間の集い」をはじめとして、障がい者自らの自立と社会参加への意欲と、国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための各種の普及啓発活動が行われており、藤沢市では、障がい者週間のある12月にふれあいステージを実施しています。

(5) 障がいに関するマーク

 <p>身体障がい者標識 (クローバーマーク)</p>	<p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p> <p>【問合せ先】 藤沢市交通安全協会 電話：26-0100 藤沢北交通安全協会 電話：45-8110</p>
 <p>聴覚障がい者標識 (聴覚障がい者マーク)</p>	<p>聴覚に障がいがあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p> <p>【問合せ先】 藤沢市交通安全協会 電話：26-0100 藤沢北交通安全協会 電話：45-8110</p>
 <p>国際シンボルマーク</p>	<p>障がいがある方が利用しやすい建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマークです。 ※カー用品店・ホームセンターなどで販売しています。 ※このマークを表示しても道路交通法上の規制を免れるなどの証明にはなりませんので、ご注意ください。</p> <p>【問合せ先】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>

 <p>オストメイトマーク</p>	<p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）のための設備があることを示すマークです。</p> <p>【問合せ先】 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 電話：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674</p>
 <p>ほじょ犬マーク</p>	<p>身体障がい者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）と補助犬ユーザーを社会の仲間として受け入れることを示すマークです。</p> <p>【問合せ先】 神奈川県障害福祉課社会参加推進グループ 電話：045-210-4709 FAX：045-201-2051</p>
 <p>ヘルプマーク</p>	<p>障がいがある人や難病の人、妊娠中の人などが周囲に援助や配慮が必要なことを示すマークです。 ※障がい福祉課・保健予防課・地区福祉窓口で配布しています。</p> <p>【問合せ先】 障がい福祉課 電話：50-3528 FAX：25-7822</p>
 <p>ハート・プラスマーク</p>	<p>身体内部に障がいがあることを示し、周囲に理解と協力を求めるマークです。 ※障がい福祉課で名刺サイズに印刷したカードを配布しています。</p> <p>【問合せ先】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>



耳マーク

聴覚に障がいがあることを示すマークです。また、窓口などに表示し、聴覚に障がいがある人への配慮を示すマークとしても使われています。

【問合せ先】

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046



盲人のための
国際シンボルマーク

視覚に障がいがある人のために考慮された建物などに付けられている世界共通のマークです。

【問合せ先】

社会福祉法人日本盲人福祉委員会
電話：03-5291-7885 FAX：03-5291-7886